平成２３年（フ）第１３号
群馬県沼田市栄町21番地１　東下原団地Ｂ―12号
債務者　松岡　裕一
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
埼玉県越谷市大字西方3046番地１　タイサンマンション201
債務者　日高　宣恵
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
埼玉県越谷市東柳田町14番４号　シャローム105
債務者　立野　幸次
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
埼玉県吉川市栄町782番地１　Ｃ―1106号
債務者　鈴木　一男
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
埼玉県八潮市中央１丁目18番地５グリーンパーク第５八潮209号室
債務者　松崎　浩之
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
埼玉県越谷市蒲生３丁目５番40号　レクセルプラッツァ蒲生409
債務者　南部　朗子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
埼玉県八潮市大字南川崎923番地１　プライムガーデン八潮203
債務者　岩浪　和生
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
千葉県佐倉市王子台５丁目38番地１　マリーナＥ202
債務者　石川久美子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　３棟108号
債務者　松岡　　巧
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２２号
千葉県八街市朝日57番地50
債務者　高橋　　豊
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２８号
千葉県八街市文違301番地4196
債務者　陳　　月嬌
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７号
千葉県八街市東吉田633番地
債務者　田中　尚武
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２号
千葉県佐倉市中志津１丁目11番18号
債務者　沢野　政義
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４号
千葉県印西市平賀1555番地２　グリーンパレス106
債務者　毛利　和雅
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４７号
千葉県佐倉市大蛇町232番地　市営大蛇住宅３―204号
債務者　満井　時子
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４８号
千葉県佐倉市井野1046番地92
債務者　小椋　俊雄
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５２号
千葉県佐倉市西志津２丁目23番14号
債務者　川島　由佳（旧姓川村）
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部